

公告第 48 号

平戸市 A I - O C R 導入業務公募型プロポーザルの実施

平戸市 A I - O C R 導入業務について、次のとおり公募型プロポーザルによる受託候補者の選定を行うので公告する。

令和 3 年 8 月 19 日

平戸市長 黒田 成彦

1 業務概要

- (1) 業務名 平戸市 A I - O C R 導入業務
- (2) 業務内容 別紙「平戸市 A I - O C R 導入業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 平戸市役所、各支所、出先機関（平戸市岩の上町 1508 番地 3 ほか）
- (5) 提案上限額 330,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案上限額であり契約予定額を示すものではない。

2 参加資格

このプロポーザルへの応募者またはその構成員となる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、本プロポーザル公告日の時点において次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 公告の日から過去 3 年の間、政令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続又は再生手続きの開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成 19 年平戸市告示第 104 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (6) プライバシーマーク（P マーク）及び ISMS 適合性評価制度（ISO27001）の認証を取得していること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は

第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(8) 平戸市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年平戸市告示第 69 号）第 3 条に規定する入札参加排除措置を市から受けていないこと。また、受ける見込みもないこと。

3 参加申込書の提出期限

令和 3 年 9 月 2 日（木）午後 5 時必着（持参又は郵送）

4 企画提案書等の提出期限

令和 3 年 9 月 9 日（木）午後 5 時必着（持参又は郵送）

5 実施方法及び受託候補者選定方法

別紙「平戸市 A I - O C R 導入業務事業者選定要項」のとおり。

6 選定要項及び仕様書等の交付方法

選定要項、仕様書及び各種様式等は、平戸市ホームページにて公開するので適宜ダウンロードすること。（<http://www.city.hirado.nagasaki.jp>）

7 問い合わせ先

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

平戸市役所総務部人事課行革推進班

電話番号 0950-22-9104（直通）

FAX 番号 0950-22-5178

メールアドレス gyokaku@city.hirado.lg.jp